

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミふじみ野店

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二 百七十四 十八

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

夜間遅くまでのライトアップを控えるのと同時に、近隣住民宅側へ光が向かないよう注意して頂きたい。

近隣に住宅が接しているため、騒音等周囲環境に配慮する必要があるので、苦情発生時には基準などに基づく誠意ある対応をお願いしたい。

深夜〇時までの営業になることから、青少年非行の問題が心配される。その視点到立ち青少年の深夜の来店については、店内放送や声掛け等で帰宅を促して頂きたい。

二 縦覧期間

平成二十四年七月十日から平成二十四年八月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター